

愛媛県産業技術研究所 警備業務委託仕様書

1 委託業務の場所

- (1) 所在地 愛媛県松山市久米窪田町487番地2
- (2) 施設名 愛媛県産業技術研究所

2 委託業務の目的

愛媛県の所有又は管理にかかる上記施設の火災、盗難等を防止し、財産の保全を図り、施設の適切な維持管理に寄与することを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4 委託業務の内容

(1) 警備の範囲

別紙警備業務委託対象建物平面図に番号を付した建物の範囲とする。

(2) 警備の種類

ア 建物内侵入異常の監視（防犯）

イ 火災異常の監視

ウ 各設備の異常監視

エ アからウの異常発生時における警備員による警備業務

(3) 警備機器

ア 警備範囲の侵入等の異常を的確に感知可能な警備用業務機械を設置する。

イ (2) のイ及びウの異常については、既設の報知器から移報する装置を設置する。

ウ 警備機器等の構成については、本仕様書に示す警備の運用が可能なものとし、別紙建物内配置図の各部屋及び廊下階段等を監視可能な構成とする。

(4) 通信回線

各種感知器の信号受信のための通信回路は、受託者（警備会社）が設置負担する。

(5) 警備対象ブロック

ア 異常発生箇所の速やかな特定を前提に、警備範囲を次の7区画に分ける。

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| (1) 管理棟（本館） | 床面積 1, 674. 00 m ² |
| (2) 機械・化学環境実験棟 | 床面積 1, 881. 00 m ² |
| (3) 機械金属事実験棟 | 床面積 702. 00 m ² |
| (4) 第一食品加工研究実験棟（南側） | 床面積 1, 287. 00 m ² |
| (5) 第二食品加工研究実験棟（北側） | 床面積 1, 188. 00 m ² |

(6) 電子研究棟	床面積	769.50 m ²
(7) 高機能素材研究実験棟	床面積	200.00 m ²
(8) 計量検定所第2検査室	床面積	50.00 m ²

イ 建物ごとに警備の開始解除を行うカード（又はICチップ）方式の制御装置を設置する。カード（又はICチップ）の数は2以上とする。

ウ 本館内については、本館事務室に本館及び付属施設の警備状況がわかる表示盤を設置する。

(6) 警備時間

平日は、17時15分から翌朝8時30分までとし、委託者の休日は終日とする。

(7) 警備要員の配置

受託者は、侵入等異常発生後速やかに（警備業法に基づき25分以内）現場に到着できるよう、警備要員の配置を行う。

(8) 異常情報受信の際の対応

ア 受託者は、異常を受信したときは、警備要員を速やかに現場に派遣し、異常の確認をするとともに、事態の拡大防止に努める。

イ 受託者は、必要に応じ、予め定めた緊急時責任者に連絡するとともに、関係機関へ通報する。

(9) 火災異常感知の対応

受託者は、自動火災報知設備によって感知される火災異常を監視し、異常情報を受信した場合における消防機関への通報等を行う。

(10) 各種感知器の異常感知の対応

受託者は、各種感知器によって感知される異常を監視し、異常情報を受信した場合に必要な処置を行う。

(11) 警備状況の報告

受託者は、警備報告書を作成し、委託者に報告しなければならない。

(12) 警備機器の保守点検

受託者は、警備機器の機能について保守点検を行い、警備機器が正常に作動するよう努める。

5 その他

(1) 警備機器の設置及び撤去に要する経費は受託者の負担とする。

(2) 警備業務は、令和8年4月1日から開始すること。

(3) 落札者は、事前準備として落札決定日の翌日から令和8年4月1日までの間に、警備に必要な機器・配線等の設置工事を行うことができるものとする。

(4) やむをえない理由により機械警備装置の設置が遅れる場合は、機械警備装置が設置されるまでの間は、警備要員による巡回警備とする。